

ざいりゆうてつづき IV-2 在留手続

さいにゆうこくきよか にほん いちじはな 1. 再入国許可（日本を一時離れるとき）

ざいりゆうきかんに いちじてき にほん はな ばあい ふただ にほん にゆうこく さいにゆうこくきよか しゆとく
在留期間内に一時的に日本を離れる場合、再び日本へ入国するため再入国許可を取得することがで
きます。許可には最長5年間有効(ただし在留期間の有効期間を超えないこと)の一回再入国許可と数次
ざいりゆうこくきよか ざいりゆうしかく たんきだいたいざい ざいりゆう かた さいにゆうこくきよか たいしやう
再入国許可があります。なお、在留資格「短期滞在」で在留されている方は、再入国許可の対象に
はなりません。ていしゆつしよるい つぎ
提出書類は次のとおりです。

- ① 再入国許可申請書（入国管理局の窓口にあります。）
- ② 在留カード（⇒IV-1）
- ③ パスポート
- ④ 収入印紙3,000円分（1回許可）もしくは6,000円分（数次許可）

さいにゆうこくきよか つうじやうそくじつはっこう ふない てつづ おおさかにゆうこくかんにきよく う つ
再入国許可は通常即日発行されます。府内での手続きは、大阪入国管理局で受け付けています。

さいにゆうこくきよかせいど どうにゆう ゆうこう ばすほーと ざいりゆうかーと も がいこくじん ひと しゆつこく
「みなし再入国許可制度」が導入され、有効なパスポートと在留カードを持つ外国人の人が、出国
ごねいなく おな かつどう さいにゆうこく ばあい さいにゆうこくきよか う ひつやう
後1年以内に同じ活動をするために再入国する場合は、再入国許可を受ける必要はありません。この
せいど りやう ばあい しゆつこく ときざいりゆうかーと ていじ ひつやう
制度を利用する場合、出国する時在留カードを提示する必要があります。

ざいりゆうきかん こうしん 2. 在留期間の更新

いまきよか にほん たいざい つうじやう きげん きげん えんちやう おな かつどう
あなたが今許可されている日本での滞在には通常、期限があります。その期限を延長して同じ活動を
つづ ばあい こうしんしんせい きよか え ひつやう しんせい きげん まんりやう かげつまえ おこな
続けたい場合、更新申請をして許可を得る必要があります。申請は期限が満了する3カ月前から行え
ます。ひつやうしよるい つぎ
必要書類は次のとおりです。

- ① 在留期間更新許可申請書（入国管理局の窓口にあります。）
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ これまでおよびこれからの在留活動を証明する文書（在留資格によってそれぞれ異なっていま
しやうさい がいこくじんざいりゆうそうごういんふおめーしょんせんたーとあ けだ ほうむしやう
すので、詳細は外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせして下さい。法務省
にゆうこくかんにきよく ほーむぺーじ あんない
入国管理局のホームページでも案内しています。）
- ⑤ 写真

許可

しよるいなど しんさ おこな ざいりゆう みと けつてい しんせい じてん ざいりゆう
書類等により審査が行われ、在留が認められるかどうか決定されます。申請をした時点で在留
かーど うらめん しんせいちゆう むね きさい きよか ちゆうちやうざいりゆうしや ばあい ざいりゆうかーど
カードの裏面に申請中である旨の記載がされます。許可になれば、中長期在留者の場合は、在留カード
こうふ
が交付されます。

ざいりゆうしかく へんこう 3. 在留資格の変更

いまきよか ざいりゆうしかく かつどう こと ざいりゆうしかく かつどう おこな ばあい ざいりゆうしかく
あなたが今許可されている在留資格での活動と異なる在留資格での活動を行う場合、在留資格の
へんこう しんせい いっだんにほん しゆつこく べつ ざいりゆうしかく へんこう せいど
変更を申請します。一旦日本を出国することなく、別の在留資格へ変更することができる制度です。
しかく へんこう ひつやう ことがら しょう とし ざいりゆうきげん き あいだ てつづき
資格の変更を必要とする事柄が生じた時から在留期限が切れるまでの間に手続きしてください。

ひつやう しよるい へんこう ざいりゆう しかく こと がいこくじん ざいりゆう そうごう
必要書類は変更しようとする在留資格により異なりますので、外国人在留総合

いんふおめーしょんせんたーに問あい合あわせてください。下か記きホーむムペーじジでも案あん内ないしています。

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html (日本にほんご語のみ)

4. 資格しかく外がい活かつ動どう許きょ可か

あなたあたが与あたえられている在ざい留りゅう資し格かくの活かつ動どう許きょ可かされていない仕し事ごとをすると不ふ法ほう就じゅう労ろうとなります。た
とえば留りゅう学がく生せいがアあルるバばイトいとをする場ば合あいには、この「資しかく格がい外かつ活どう動きょ許か」が必ひつ要ようです。実じつ際さいにあなたが
アあルるバばイトいとなどを始はじまえる前まえに入にゅう国こく管かん理り局きょくで許きょ可かをうけてください。

新しん規きに入にゅう国こくする人ひとで、「留りゅう学がく」の在ざい留りゅう資し格かくが決け定ていされた人ひと(たただし、「3か月がつ」をこえる在ざい留りゅう期き間かんが
決け定ていされた方かたのみ)には、入にゅう国こく時じの空くう海かい港こうで「資しかく格がい外かつ活どう動きょ許か」をしん請せいすることができるようになりま
した。

必要ひつよう書しよ類るい

- ① 資しかく格がい外かつ活どう動きょ許か申しん請せい書しょ
- ② 在ざい留りゅうカかーどド
- ③ パぱスすポぽーとト
- ④ 活かつ動どうのない内よう容しょうをしゅう明めいする文ぶん書しょ